令和2年版環境白書

第7章 共通的・基盤的な施策の推進

第2節. 公害防止と公害防止体制の整備

- 1. 公害防止協定
- 2. 公害紛争・苦情
 - (1) 鉱害紛争·苦情処理体制
 - (2) 公害苦情の状況

(1) 事業目的

公害防止協定とは地方公共団体又は住民と企業の間に、公害防止を目的に締結される協定です。県内においても、地域住民の生活環境保全意識の高まりを背景として地方公共団体や漁業協同組合、自治会、住民団体と企業の間で多くの公害防止協定が締結されています。誘致企業についても、環境保全の立場から県や地元市町村と協定を締結しています。

これらの内容は、工場の立地条件、操業内容等によりそれぞれ特色のあるものとなっており、法令による一律の規制に上乗せした規制基準を定めるなど、きめ細かい対策がとられています。

(2) 取組状況

(1) 公害紛争·苦情処理体制

公害紛争処理のため、公害紛争処理法に基づいて公害等調整委員会が設置され、ここで全国的な 紛争に係るあっせん、調停、仲裁及び裁定が行われています。

本県では、同法第18条の規定により公害審査委員候補者名簿の方式を採用し、公害等調整委員会の管轄に属さない紛争についての処理にあたっています。制度創設から令和元年度末までに終結した事件は14件です。

また、同法49条の規定により市町村等関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理 に努めています。

(2) 公害苦情の状況

① 公害苦情件数

令和元年度に新規で受け付けた苦情は318件で、前年度と比較して15件減少しました。また、前年度から繰り越された苦情は4件でした。

② 種類

典型7公害の苦情の合計は184件で、このうち大気汚染が102件と最も多く、次に水質汚濁の36件、悪臭の23件、騒音の19件、土壌汚染の2件と続いています。典型7公害以外の苦情の合計は134件で、このうち廃棄物投棄が123件でした。

③ 処理

「直接処理」が153件、「他の機関への移送」が38件でした。また、翌年度に繰り越した苦情は8件でした。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379